

電子入札実施マニュアル

1 システムの利用時間

システムの利用時間は次のとおりです。

電子入札システム：指名通知書の確認や入札書の送信を行うシステム

午前8時30分から午後8時まで

情報公開システム：公告や設計図書の閲覧を行うシステム

午前6時から午後11時まで

ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日（以下「祝日」という。）、12月29日から翌年の1月3日までを除きます。

2 見積依頼通知（随意契約）

電子入札の見積依頼通知は、郡山市は、原則毎週金曜日（金曜日が祝日と重なる場合は木曜日）、また、郡山市上下水道局においては随時、電子入札システムで通知いたします。

3 指名通知（指名競争入札）

電子入札の指名通知は、郡山市は、原則毎週水曜日（水曜日が祝日と重なる場合は火曜日）、また、郡山市上下水道局においては随時、電子入札システムで通知いたします。指名通知書を確認した際には、電子入札システムにて受領確認書の提出をお願いします。

※ 電子入札システムで見積依頼通知・指名通知を行いますと、電子入札システムの利用者登録時に登録いただいたメールアドレスへ見積依頼通知・指名通知のお知らせメールが送信されますので、受信メールを確認の上、電子入札システムへログインし、見積依頼通知書・指名通知書を確認してください。

なお、電子入札システムによる見積依頼通知・指名通知の際は、電話での連絡はいたしません。

4 公告（制限付一般競争入札）

制限付一般競争入札の公告については、情報公開システム及び市ウェブサイトにおいて公表いたします。

5 設計図書の閲覧方法（随意契約・指名競争入札・制限付一般競争入札、以下「共通」と表示）

設計図書は、原則、情報公開システムにおいて公表いたしますので、以下の手順により閲覧してください。

(1) 随意契約・指名競争入札の場合

電子入札システムにより送信した見積依頼通知書・指名通知書に、設計図書閲覧用のパス

ワードを掲載いたしますので、情報公開システムにおいて対象案件に業者名及びパスワードを入力し、閲覧してください。

(2) 制限付一般競争入札の場合

電子入札システムの調達案件概要画面に設計図書閲覧用のパスワードを掲載いたしますので、情報公開システムにおいて対象案件に業者名及びパスワードを入力し、閲覧してください。

※1 設計図書は原則、圧縮ファイル（ZIP形式等）で掲載いたします。

ご使用の端末の種類によっては、標準搭載機能で圧縮ファイルを展開することができないことがあります。その場合、無料解凍ソフト等をインストールしていただくこととなりますので、御確認ください。

無料解凍ソフト

(例) **Lhasa** : www.forest.impress.co.jp/library/software/lhasa/
+Lhaca : www.forest.impress.co.jp/library/software/pluslhaca/
Lhaplus : www.forest.impress.co.jp/library/software/lhaplus/

※2 問い合わせ先

【郡山市】 TEL : 024-924-2601
契約課工事契約係 メールアドレス : keiyaku-kouji@city.koriyama.lg.jp

【上下水道局】 TEL : 024-932-7643
総務課契約係 メールアドレス : jougesui-keiyaku@city.koriyama.lg.jp

6 設計図書等に対する質疑応答（制限付一般競争入札）

設計図書等に対する質問及び回答は、原則として電子入札システムにより行います。

質問書は、市ウェブサイトに掲載している質問及び回答マニュアルを参考に送信してください。

なお、質問及び回答については、電子入札システムで公表するとともに、契約課又は総務課内においても掲示いたします。

※ 随意契約・指名競争入札については、上記問い合わせ先までご連絡ください。

7 入札参加申請書等の送信（制限付一般競争入札）

入札参加申請書（電子入札システムにおいては、「競争参加資格確認申請書」となります。）、入札参加資格確認資料については、以下の手順により送信してください。

(1) 事前審査型制限付一般競争入札の場合

- ① 入札参加資格確認資料を添付ファイルとして送信してください。
- ② 市又は上下水道局において資格確認後、「入札参加資格確認通知書」を送信します。
- ③ ②の通知書を受信後、公告で定められた期間内に入札書を送信してください。

(2) 事後審査型制限付一般競争入札の場合

- ① 「入札参加申請書」及び「手持工事等の状況報告書」を、電子メールにより契約課工事契約係又は総務課契約係へ送信してください。

また、入札参加申請書送信の際の電子メールのタイトル名については、次のとおりとしてください。

(例) ○：「入札参加申請書 (〇〇株式会社)」

×：「入札申請 (〇〇株式会社)」

- ② 市又は上下水道局において申請書等を確認後、電子メールにて受付け完了のメールを返信いたします。

なお、入札参加申請を送信しただけでは入札に参加できません。申請期限までに返信メールが届かない場合には、受付けとなっておりますので、必ずご連絡ください。

- ③ ②の受付け完了のメールを受信後、公告で定められた期間内に入札書を送信してください。

8 入札書（見積書）の送信（共通）

(1) 入札書（見積書）の送信

登録されたICカードで電子入札システムへログインし、以下の手順により、必要事項を入力して送信してください。

- ① 入札（見積）金額の入力

落札（決定）に当たっては、入力された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札（決定）価格とするので、入力する金額は当該8パーセントに相当する額を除いた金額としてください。（なお、平成31年4月以降に発注する案件で、履行期限を同年10月1日以降としている場合においては10%で計算してください。）

- ② 「くじ入力番号」の入力

「くじ入力番号」の部分に、000～999の3桁の任意の数字を入力してください。

同価格の応札があった場合の順位決定をシステムが自動で行う、電子くじの「くじ番号」の計算に使用されます。

なお、システムの設定上、「入札（見積）金額」又は「くじ入力番号」のいずれかが未入力の場合は、入札書（見積書）の送信ができませんので、御注意願います。

- ③ 入札書（見積書）の送信

「提出内容確認」ボタンにより内容を確認後、「印刷」ボタンにより印刷を行います。

最後に「入札書（見積書）提出」ボタンを押下し、入札書（見積書）の送信を行います。

※ 入札書（見積書）は一度送信すると、修正及び再送信ができなくなります。

また、入札書（見積書）はこの画面でのみ印刷が可能となっておりますので、印刷し、保管しておくことをお勧めいたします。

(2) 応札期間

見積依頼通知書、指名通知書又は公告により応札期間が定めてありますので、必ず期間内に送信してください。

期間前又は期間後には、入札書（見積書）を送信することはできませんので、御注意願います。

(3) 入札書（見積書）送信の確認

期間内に「入札書（見積書）提出」ボタンを押下した後、「入札書（見積書）受信確認通

知」が表示された時点をもって入札書（見積書）が送信された状態となりますので、御確認ください。

なお、入札書（見積書）が正常に送信されると、市又は上下水道局から「入札書（見積書）受付票」がシステムから自動送信されます。

入札書（見積書）受付票はこの画面でのみ印刷が可能となっておりますので、控えが必要な場合は、印刷を行ってください。

また、制限付一般競争入札の場合、設計図書等に関する質問書が提出される場合がありますので、公告で定められた回答期限を確認し、その後、入札書を送信することをお勧めします。

9 工事費内訳書の提出について（指名競争入札・制限付一般競争入札）

入札書の提出と併せて、工事費内訳書を必ずコンピュータウイルスのチェックを行った上で提出してください。（測量等委託業務においては、制限付一般競争入札で執行する場合には委託費内訳書の提出が必要となります。）

10 紙入札について（共通）

電子入札への参加は、電子入札に使用できるICカードを取得し、かつ郡山市電子入札システムへの登録が完了していることが条件となります。

ただし、次の理由で電子入札に参加できない入札参加者は、市又は上下水道局が承認した場合に限り、電子入札対象案件への紙入札を行うことができます。

（1）紙入札が認められる場合

- ① 入札参加者の責めによらない次の事由に起因する電子入札システムの障害により、電子入札のシステムを利用した手続きを行うことができない場合
 - ア 自然災害
 - イ 広域又は地域的停電
 - ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
- ② ICカードの事故（紛失、破損等入札参加者の責めに帰すべき事由を除く。）でICカードが使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の手続きを予定し、又は手続中の場合
- ③ ICカードの名義人が退職、異動等により、当該ICカードを使用することが不適当となった場合で、ICカードの再発行の手続きを予定し、又は手続中の場合
- ④ その他入札参加者の責めによらない場合で、紙入札等を行うことがやむを得ないと市長又は上下水道事業管理者が認める場合

（2）紙入札の手続き

開札日前日の午前8時30分から午後3時までの間に「紙入札承認願」を持参の上、契約課工事契約係又は総務課契約係へ提出してください。

- ※ 「紙入札承認願」が提出された当日のうちに、承認の可否を「紙入札承認（不承認）通知書」により、ファクシミリで回答いたします。

（3）「紙入札用入札書」の提出

紙入札の承認後、「紙入札用入札書」に必要事項を記入し、開札日当日の午前8時30分から午前9時までに持参の上、契約課工事契約係又は総務課契約係へ提出してください。

提出時間を過ぎて提出された入札書は受理いたしませんので、後ほど辞退届を提出してください。

なお、入札書には、会社の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名（委任先を設けている場合には委任先の営業所等の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、代表者印を鮮明に押印してください。

また、代理人が提出する場合は、入札書に会社の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印を鮮明に押印の上、委任状と併せて提出してください。

11 入札（見積）の辞退（共通）

入札（見積）を辞退する場合は、次の方法により手続きしてください。

（1）電子入札システムによる辞退の方法

電子入札システムへログインし、応札期間中に入札（見積）辞退の申請をしてください。

なお、入札書（見積書）提出後の辞退は、原則、認めないこととします。

ただし、（配置予定）技術者が配置できない等やむを得ない事由が生じた場合、速やかに契約課工事契約係又は総務課契約係まで電話連絡をしてください。

（2）電子入札システムを使用できない場合の辞退の方法

入札書（見積書）受付締切前までに、電子メールにより「辞退届」を契約課工事契約係又は総務課契約係へ送信してください。

※辞退届の様式は、市ウェブサイトに掲載しております。

ホーム > 産業・ビジネス・観光 > 入札・契約 > 入札情報 > 建設工事等 > 入札・契約関係様式（建設工事等）ダウンロード

12 開札について（共通）

（1）開札場所

原則、財務部契約課又は上下水道局総務課において行います。なお、開札時に傍聴することはできませんので、ご注意ください。

（2）立会い

電子入札においては、立会いが不要となります。

（3）電子くじ

電子入札において、落札者（決定者）となるべき同額の応札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者（決定者）又は落札予定者を決定いたします。

電子くじは、「くじ番号」により落札者（決定者）又は落札予定者を決定するものであり、「くじ入力番号」は電子入札システムにおいて応札金額と同様に入力が必要となる任意の3桁の番号になります。

くじ入力番号と電子入札システムが自動的に発行する乱数により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札者（決定者）又は落札予定者を決定する機能です。

(4) 開札後の流れ

① 随意契約の場合

開札後、当該見積の参加者全者に対して、決定者となった方をお知らせする「決定通知書」を送信します。

決定者となった方は、速やかに契約課工事契約係又は総務課契約係へお越しいただき、契約書等の受取りをお願いします。

なお、契約日は、開札日の翌々日（土日、祝日を除く）を予定しております。

② 指名競争入札の場合

開札後、当該入札の参加者全者に対して、落札者となった方をお知らせする「落札者決定通知書」を送信します。

落札者となった方は、速やかに契約課工事契約係又は総務課契約係へお越しいただき、契約書等の受取りをお願いします。

なお、契約日は、開札日の翌々日（土日、祝日を除く）を予定しております。

③ 事前審査型制限付一般競争入札の場合

開札後、当該入札の参加者全者に対して、落札者となった方をお知らせする「落札者決定通知書」を送信します。

落札者となった方は、速やかに契約課工事契約係又は総務課契約係へお越しいただき、契約書等の受取りをお願いします。

なお、契約日又は仮契約日は、開札日の翌々日（土日、祝日を除く）を予定しております。

④ 事後審査型制限付一般競争入札の場合

開札後、当該入札の参加者全者に対して、落札予定者及び次順位者となった方をお知らせする「保留通知書」を送信します。

また、落札予定者に対してのみ、「落札候補者決定通知書」が送信されますので、落札予定者は、「入札参加資格確認申請書」及び入札参加資格確認資料を添付ファイルとして送信してください。

資格審査を行い、落札者決定後、当該入札の参加者全者に対して、落札者となった方をお知らせする「落札者決定通知書」を送信します。

落札者となった方は、速やかに契約課工事契約係又は総務課契約係へお越しいただき、契約書等の受取りをお願いします。

なお、契約日は、落札者決定の翌々日（土日、祝日を除く）を予定しております。

13 入札の制限等について（制限付一般競争入札）

郡山市及び郡山市上下水道局においては、制限付一般競争入札で同日に行う同業種の入札について、先の案件で落札者又は落札予定者となった場合、原則として次の入札には参加できないこととしております。

電子入札の場合においても同様の取扱いといたします。

また、開札の結果、再度の入札となった案件の後に落札者又は落札予定者となった場合には、再度の入札には参加できない取扱いといたします。

※例) 株式会社Aが土木一式工事に係る次の電子入札3件の入札に参加し、電子入札の開札順序が1番目の〇〇〇工事（その1）が予定価格超過（又は最低制限価格未滿）で再入札となり、電

子入札の開札順序が2番目の〇〇〇工事（その2）の落札（予定）者となった場合、〇〇〇工事（その3）に対して行った入札は無効となります。また、〇〇〇工事（その1）の再入札に参加することはできません。

【図】

・電子入札（開札：午前9時00分～）

	時間経過						
	9:00		9:15		9:30		14:00
	AM				PM		
〇〇〇工事（その1） （土木一式工事）	開札 落札者なし	再入札 通知		再入札 参加不可	再入札受付期間		開札
〇〇〇工事（その2） （土木一式工事）			開札 落札（予定）者決定				
〇〇〇工事（その3） （土木一式工事）				開札 （無効）			

14 入札（見積）の無効（共通）

郡山市建設工事等入札参加者心得又は郡山市上下水道局建設工事等入札参加者心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効となりますので、十分に確認の上、提出してください。

- ① ICカードを不正に使用して行われた入札
- ② 承諾を得ないで行った紙の入札
- ③ 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの紙入札

15 入札（見積）回数について（共通）

(1) 入札（見積）回数

原則2回を限度とし、落札者がいない場合には随意契約とすることがあります。
なお、見積書の送信も原則2回を限度とします。

(2) 再度の入札

初度の入札後、速やかに入札参加者に対して電子入札システムにより通知いたしますので、通知で指定する日時（原則、開札日と同日の14:00）までに2回目の入札書を送信してください。この場合、内訳書の添付は不要となります。

なお、紙入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により連絡します。

(3) 再度の見積

随意契約となった場合には、速やかに該当者に対して電子入札システムにより通知いたしますので、通知で指定する日時（原則、開札日と同日中）までに見積書を送信してください。

なお、紙入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により連絡します。

16 公表（指名競争入札・制限付一般競争入札）

入札結果等については、次のとおり市ウェブサイトにおいて公表いたします。
入札結果（契約金額、契約内容、入札経過等）：契約締結日から1週間以内

17 ICカードの不正使用について（共通）

ICカードの不正使用が判明した場合は、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除することができるものとします。
また、当該入札を行った者に対して、指名停止を行うことができるものとします。

18 電子入札の免責事項について（共通）

次の理由により発生した利用者の損害について、市は、責任を負わないものとします。

- (1) 入札参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害により、入札書等の提出が遅延若しくは不能となる場合、又は電子入札システムからの情報が表示遅延若しくは表示不能となる等により生じた入札参加者の損害
- (2) コンピュータ、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により、他者が入札参加者になりすまして入札を行ったことにより、当該入札参加者本人に生じた損害
- (3) 天災、事変その他電子入札システム管理者の責に帰すことのできない事由により生じた損害

19 ヘルプデスクについて（共通）

システムの利用方法や障害発生時の対処方法等について問い合わせる際には、以下のヘルプデスクへご連絡ください。

TEL : 0570-021-777

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除きます。

電子入札コアシステム対応民間認証局 連絡先情報一覧

(注) 各認証局から提供された情報に基づき記載しております。

(J A C I C コアシステム開発コンソーシアムHPより抜粋 2019/2/1 現在)

株式会社NTTネオメイト	
URL	http://www.e-probatio.com/ (電子認証サービスポータル) http://www.ntt-neo.com/ (会社HP)
E-mail	ninshou@e-probatio.com
TEL	0120-851-240(フリーダイヤル)
FAX	06-6348-1016
三菱インフォメーションネットワーク株式会社	
URL	http://www.diacert.jp/plus/
E-mail	ホームページ(http://www.diacert.jp/plus/)の「お問い合わせ」から送信してください。
TEL	03-6771-5108
株式会社帝国データバンク	
URL	http://www.tdb.co.jp/typeA/
E-mail	certinfo@mail.tdb.co.jp
TEL	0570-011999(ナビダイヤル)
FAX	03-5775-3128
東北インフォメーション・システムズ株式会社	
URL	https://www.toinx.net/ebs/info.html (TOiNX電子入札対応認証サービス) http://www.toinx.co.jp/ (会社HP)
E-mail	toinx.cert@toinx.co.jp
TEL	022-799-5566
FAX	022-799-5565
日本電子認証株式会社	
URL	http://www.ninsho.co.jp/aosign/ (電子入札コアシステム対応電子証明書:AOSignサービスHP) http://www.ninsho.co.jp/ (会社HP)
E-mail	ホームページ(http://www.ninsho.co.jp/aosign/)の「お問い合わせ」から送信してください。
TEL	0120-714-240(フリーダイヤル)
FAX	03-5148-5695
電子認証登記所(商業登記に基づく電子認証制度)	
URL	https://www.ninsho.co.jp/hojin/ (日本電子認証株式会社 法人認証カードサービス) http://www.legal.co.jp/hojin/ (株式会社リーガル 法人認証カードサービス) http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/ (法務省 商業登記に基づく電子認証制度HP)
E-mail	ホームページ(https://www.ninsho.co.jp/hojin/)の「法人認証カードサービスのお問い合わせ」から送信してください。
TEL	03-5148-5115(日本電子認証株式会社 法人認証カード係) 03-3580-4111(法務省民事局商事課電子認証係)
FAX	03-5148-5207(日本電子認証株式会社 法人認証カード係)